1 事業名

市道路線の認定

市道 4-443 号線、市道 4-726 号線

2 事業の概要

上記2路線については、既存道路の一部を対象とした売払い申請がなされたことから、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止を行い、当該売払い部分を除いた、東狭山ケ丘三丁目665番2地先を起点として東狭山ケ丘三丁目668番2地先を終点とする部分を市道4-443号線として、林一丁目199番7地先を起点として林二丁目198番1地先を終点とする部分を市道4-726号線として、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

- 3 他自治体の類似する政策等 道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。
- 4 市民参加の実施の有無とその内容なし
- 5 関係法令、基本計画との整合性 道路法
- 6 事業費及びその財源等 なし

7 その他

認定する2路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図1及び2のとおりである。